

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 建設業者の変更登録
- ” 建設業者の登録まつ消
- 土地改良区の設立認可
- 新たに行なう土地改良事業の認可
- 土地改良区の設立認可
- ◇正誤 昭和三十七年二月二十四日付け鳥取県告示第百十六号中訂正

告示

鳥取県告示第百五十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のと

おり建設業者登録簿に、昭和三十七年三月六日変更登録した。

昭和三十七年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 名 称 営業所の所在地 申請者氏名 摘要

鳥取県知事 中村産業（新）鳥取市吉成 中村 竹夫
登録（八）
第六三三三号（旧）〃 元鏝
物師町八二の三

鳥取県告示第百五十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十七年二月十三日変更登録した。

昭和三十七年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十七年三月十六日	鳥取県知事	石 破 二 朗
登録番号	登録	商号又主たる営業
	年月日	は名称 所所在地
		氏 名
		年月日
鳥取県知事登録	昭三六、	中山 西伯郡中山 井上 昭三七、
(八)第	七、二四	建設 町松河原 勝之助 三、一
七五七号		

鳥取県告示第六十一号

昭和三十七年一月二十六日付けで鳥取市岩吉田忠晴ほか十四人の者から申請のあつた岩吉土地改良区の設立認可については、その土地改良事業(暗渠排水)計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年三月十六日 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写
- (二) 定款の写
- 二 縦覧に供する期間 昭和三十七年三月十六日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所 鳥取市役所

鳥取県告示第六十二号

昭和三十七年二月五日付けで千代水土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業(暗渠排

水)については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧期間 昭和三十七年三月十六日から二十日間とする。
- 二 縦覧場所 鳥取市秋里一五四ノ一 千代水土地改良区事務所

鳥取県告示第六十三号

昭和三十七年一月三十一日付けで鳥取市上原藤岡礼三ほか十四人の者から申請のあつた上原土地改良区の設立認可については、その土地改良事業(かんがい排水)計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写
- (二) 定款の写
- 二 縦覧に供する期間 昭和三十七年三月十六日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所 鳥取市役所

正 誤

昭和三十七年二月二十四日付け鳥取県告示第六十六号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

第七條 (実施報告) (実績報告)